

# 東京都受動喫煙防止条例 (仮称) 骨子案

の概要についてお知らせします

受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中等の発症など、健康に影響を与えることが科学的に明らかにされています。

誰もが快適に過ごせる街を実現するために

## 「人」に着目した対策

「働く人や子ども」を受動喫煙から守る

本条例の目的は、  
屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、  
誰もが快適に過ごせる街を実現するため、  
「人」に着目した都独自の新しいルールを  
構築していくことです。

健康影響を受けやすい子どもや、  
受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員の方を  
受動喫煙から守ることを対策の柱としています。

今後、関係する方々の御意見を伺いながら、条例案を取り  
まとめてまいります。

# 子どもを受動喫煙から守ります

## 敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置**不可**)

幼稚園・保育所・小学校・  
中学校・高等学校



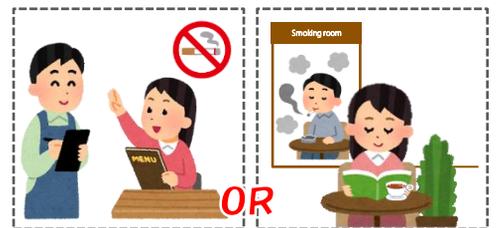
- 喫煙可能な場所（喫煙室など）への  
子どもの立ち入り禁止
- 児童・生徒への禁煙教育  
(喫煙・受動喫煙の健康影響に関する教育) の徹底

# 従業員を受動喫煙から守ります

## 原則屋内禁煙（禁煙または喫煙専用室設置）

多数の者が利用する施設等

例) 老人福祉施設・運動施設・  
ホテル・事務所・船舶・鉄道・  
**従業員がいる**飲食店



## **従業員がいない**飲食店（禁煙または喫煙）

従業員がいない飲食店は、  
事業者が屋内の全部または  
一部を喫煙をすることができる  
場所として定めることができる。

